

猛暑、酷暑、炎暑とこれまでにない暑さに見舞われた今夏。ようやく秋の気配が訪れつつあります。皆さまと株式会社アクロスをつなぐコミュニケーションマガジン「ACROSS LETTER 第31号」をお届けします。今号は、最近の技術システム「ウェアラブルカメラ」の活用や電動車の充電設備設置について書かせていただきました。次号は冬(1月)の予定です。



## 最近の大規模修繕工事事情

### 「遠隔で現場確認・支援・指導ができる」

#### ウェアラブルカメラ(遠隔作業支援システム)導入について

(酒井)

人手不足や移動制限(コロナ)、技術継承等で遠隔支援システムを活用するところが増えています。ウェアラブルカメラとは、事務所にいる管理者が現場から送信されてくる映像や音声を確認しながら、**現場スタッフとリアルタイムにコミュニケーションできるシステム**です。

国土交通省より、令和2年5月7日付で「令和2年度における遠隔臨場の試行について」として遠隔臨場の試行指針や、令和5年3月付で建設現場における遠隔臨場に関する実施要領が示されています。

<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001343240.pdf>



国土交通省のサイトによると、遠隔臨場とは、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)によって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地からWeb会議システム等を介して**「段階確認」、「材料確認」と「立会」**を行うことを言います。

建設現場やメンテナンス業界等の監督、確認作業を効率化する働き方改革への取り組みで、現場への移動負担を減らすことができ、立会い調整にかかる時間を削減することができます。その試行を踏まえ、令和4年度から本格的に実施されます。

<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>



土木事業者では、工事現場のウェアラブル端末と発注者のiPadをリアルタイムで接続し、**現場間の遠隔臨場を複数同時進行**で実施。その他、現場間での情報連携にも活用されています。



アクロスでも現在、ウェアラブルカメラの導入を検討しております。特に島根・鳥取等の遠方の現場において、大阪本店のベテラン社員の技術や知識を円滑に伝達するツールを持つことで若手の育成も容易に出来ることから検討を進めております。

※写真は、ジャパンメディアシステム株式会社様より借用

## 電動車の充電設備設置について

(横井)

### ■ 電動化に向けて

経済産業省による電動化目標は、乗用車新車販売における電動車比率を、2030年までに50～70%、2035年までに100%を目指している。

※電動車とは、EV(電気自動車)、FCV(燃料電池自動車)、PHEV(プラグインハイブリッド)、HV(ハイブリッド)を含める。

**「2030年までに充電インフラ15万基」との国の目標が示されているが、**

現時点では、29,463基(2022年3月)となっており、基数としては目標に達していない。

出典:「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」の実施についての総合経済対策の重点事項(令和4年10月)

出典:最近の自動車政策の動向と充電インフラ(経済産業省自動車課 令和4年6月)

<http://www.chademo.com/wp2016/wp-content/japan-uploads/2022GA/METI20220603.pdf>



### ■ マンションに設置する場合

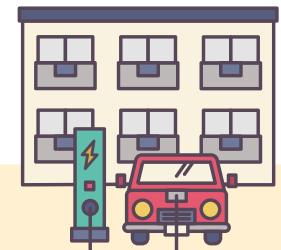
マンション標準管理規約では、共用部分等(共用部分および附属施設)の変更や管理に関する事項は、管理組合の総会で決議することとしております。よって、**充電設備を設置する際にも、総会の決議が必要**となります。

工事等による共用部分等の変更を行う場合には、総会において、その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除き、組合員総数の4分の3以上及び議決権総数の4分の3以上(特別決議)で決します。形状又は効用の著しい変更を伴わないものは、出席組合員の議決権の過半数(普通決議)で決します。

充電設備の設置工事に必要な決議が特別決議であるか普通決議であるかは、設置工事の具体的な内容に基づく個別の判断によります。

**共用部分の電気料金や工事費は管理組合が負担**します。したがって、共用部分に設置された充電設備を利用することで発生する電気料金や充電設備設置の際の工事費は、管理組合が負担します。

また、充電設備の利用者に対する課金方式も検討する必要があります。



### ■ 設置までの流れ

- ① 区分所有者は**管理組合(理事会)**に相談する。
- ② 管理組合(理事会)は自らの契約電力、消費電力の傾向を検討した上で、電力供給の契約の変更を伴うかどうか等について、電気工事業者経由で**電力会社**に相談する。
- ③ 管理組合(理事会)は、どこにどのような充電設備を設置するか検討し、電気工事業者に設置工事費の**見積り等を依頼**する。
- ④ 管理組合(理事会)は充電設備設置工事及び設置に伴う規約の変更等について、**総会に議案として提出**する。
- ⑤ 総会にて可決された場合に、設置工事を行う。<https://www.mlit.go.jp/common/000130845.pdf>

(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のための充電設備設置にあたってのガイドブック 2010年12月 経済産業省・国土交通省より)

## あとがき

本号で取りあげたウェアラブルカメラは導入検討中です。一方、電動車の充電設備の設置についてはこれまでの案件であり、その導入フローなどの情報を掲載させていただきました。技術はどんどん進化しています。その新しい技術を大規模修繕工事にも効果的にご活用いただけるよう、つねに新しいものへのチャレンジを忘れないよう前進いたします。



ACROSS LETTER発行人 酒井、横井